

多治見市立地適正化計画の改訂について

1

立地適正化計画とは

2

改訂内容

1.立地適正化計画とは

はじめに…都市計画の役割

【これまで】

人口増加を背景とした
「まちの拡大・成長」のツール

- ・無秩序な都市化のコントロール ⇒線引き、用途地域の設定
- ・都市施設の整備



【これから】

人口減少時代において
「まちを持続可能」にするツール

このままの人口減少・少子高齢化がすすむと・・・



行政サービスが行き届かない



空き家増加・コミュニティ衰退

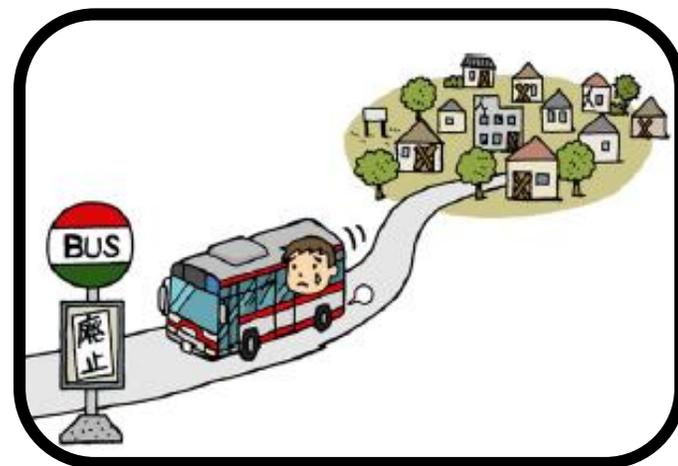
まちの機能・活力

低下のおそれ

日常生活の利便性



生活サービス施設の撤退



公共交通の減少・廃止

コンパクトなまちに転換することで・・・

もっと集まって住む
(人口密度維持)



都市機能を集める
(利便性の維持・向上)



公共投資
効率化



持続可能なまちへ
(まちの機能・活力・日常生活の利便性の維持)



行政サービスの維持



生活サービス
施設の維持



空き家の抑制・活用
コミュニティ維持



公共交通の維持

1.立地適正化計画とは

立地適正化計画は、
緩やかにコンパクトで持続可能なまちを目指す 計画

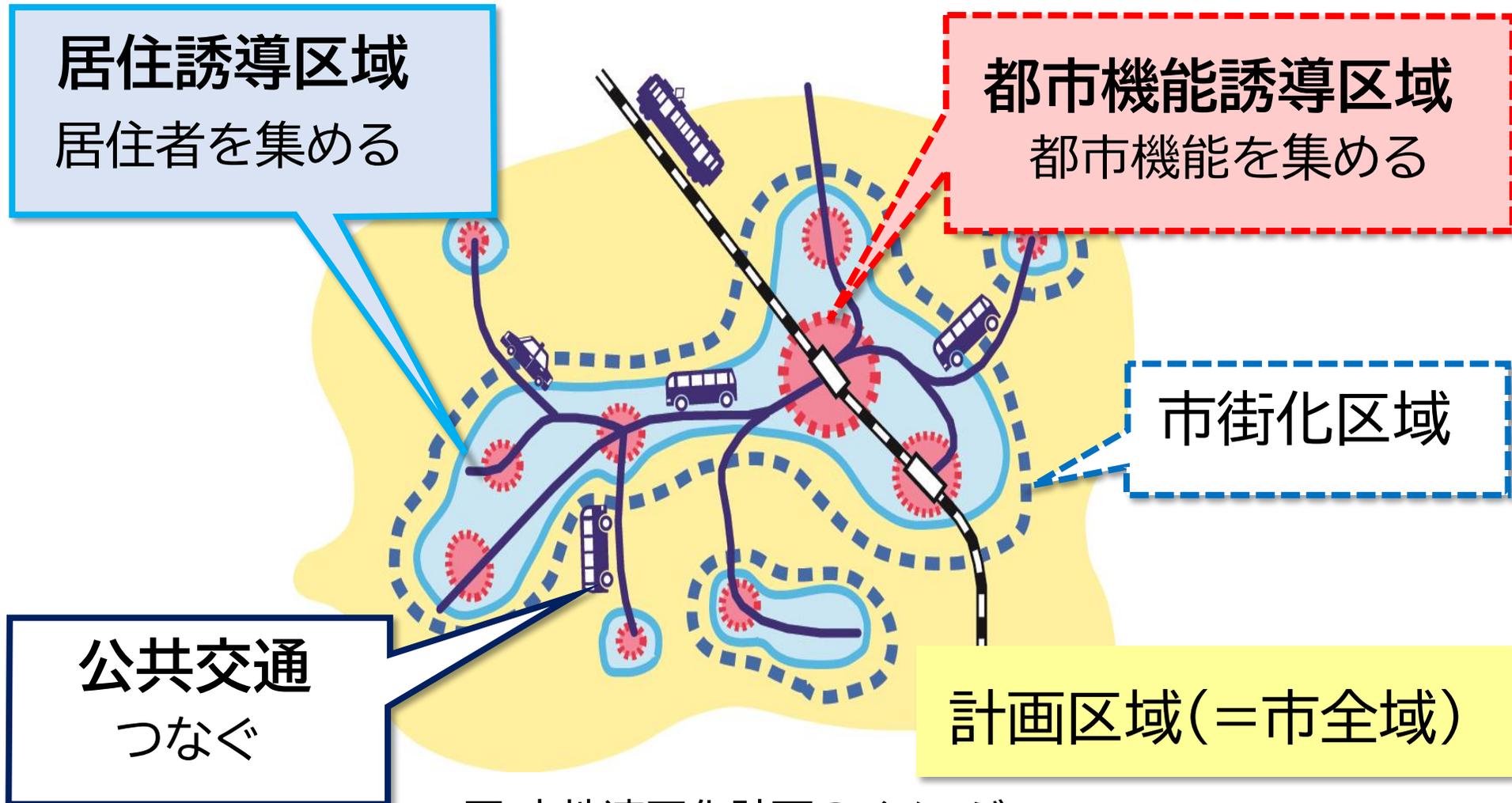
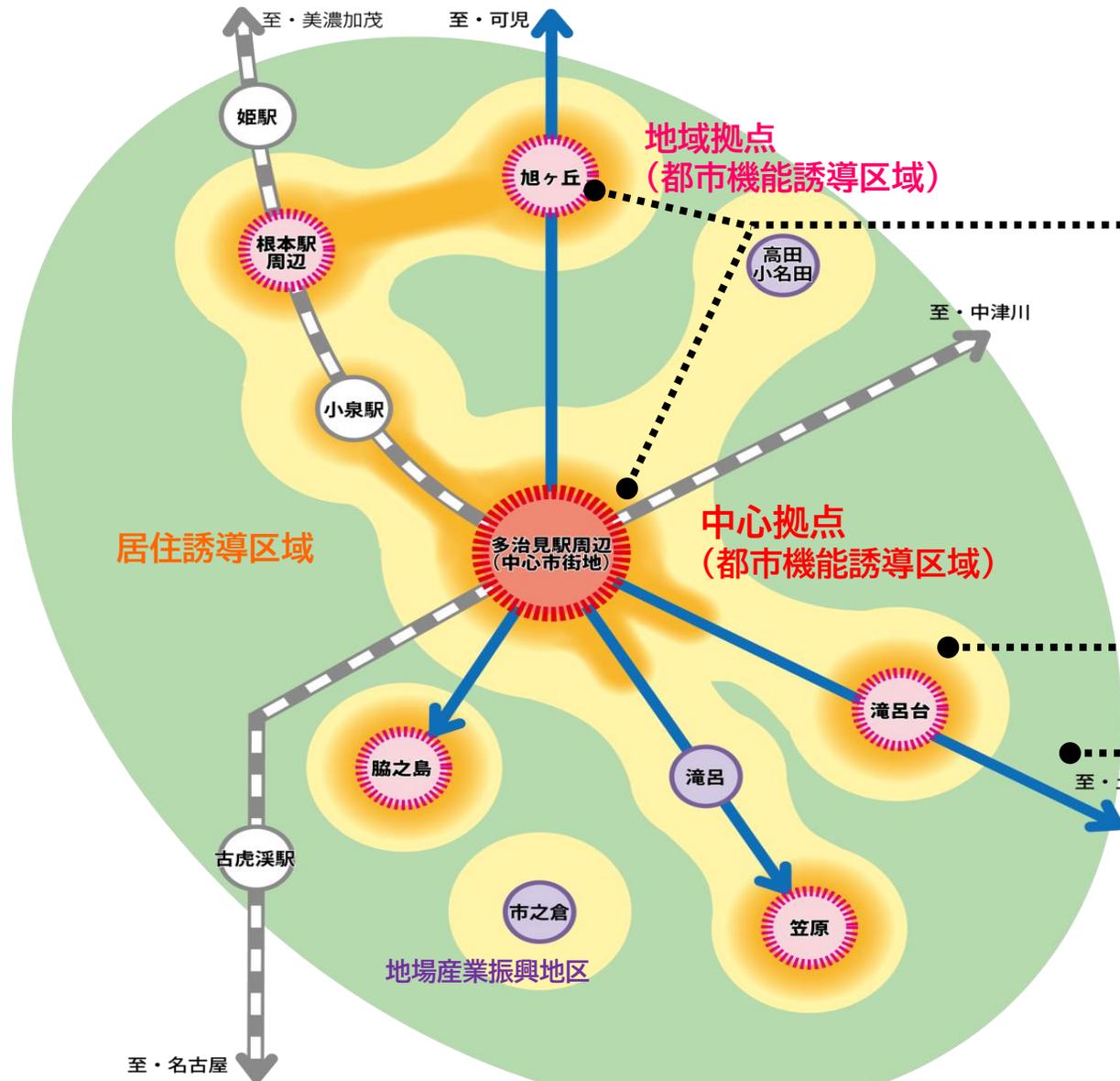


図 立地適正化計画のイメージ

都市構造と誘導方針



【誘導方針①】
中心拠点と地域拠点への
都市機能の誘導



【誘導方針②】
拠点を中心とした公共交
通利便性の高い地域への
居住の誘導



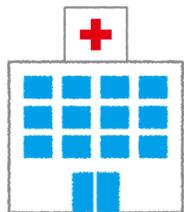
【誘導方針③】
拠点間をつなぐ基幹的な
公共交通ネットワークの
維持・構築



図 多治見市における立地適正化に向けたまちづくりの方針

都市機能(誘導施設)とは

医療施設、商業施設その他の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設のことです。



病院



福祉施設



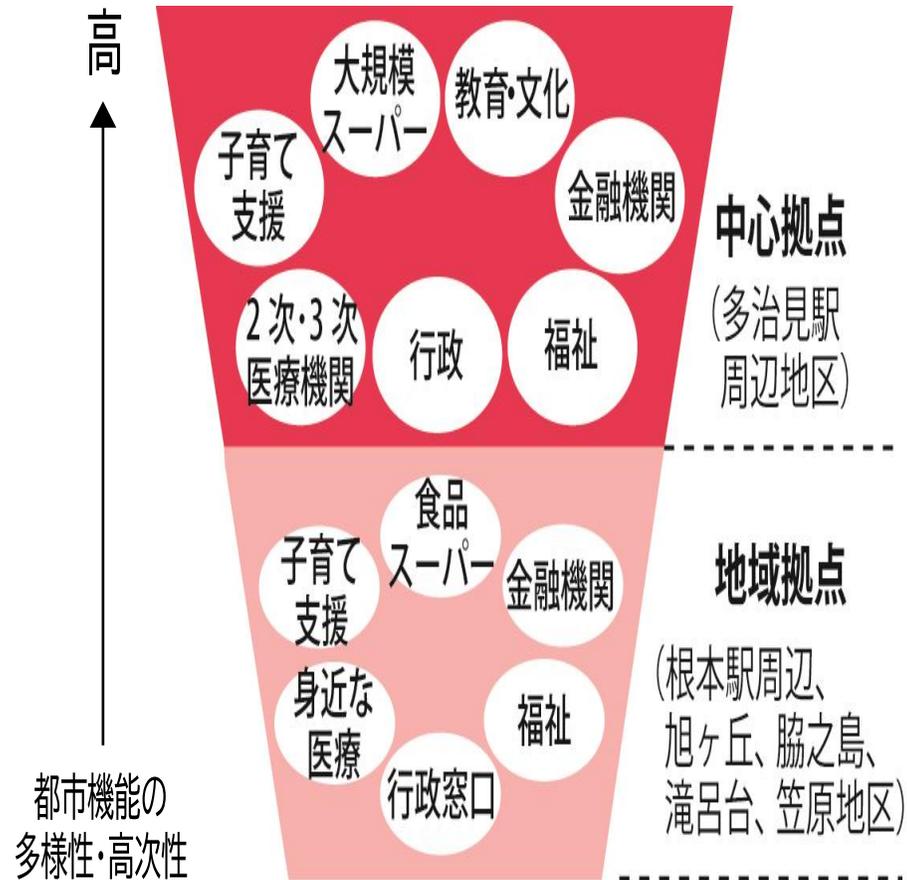
金融施設



子育て支援施設

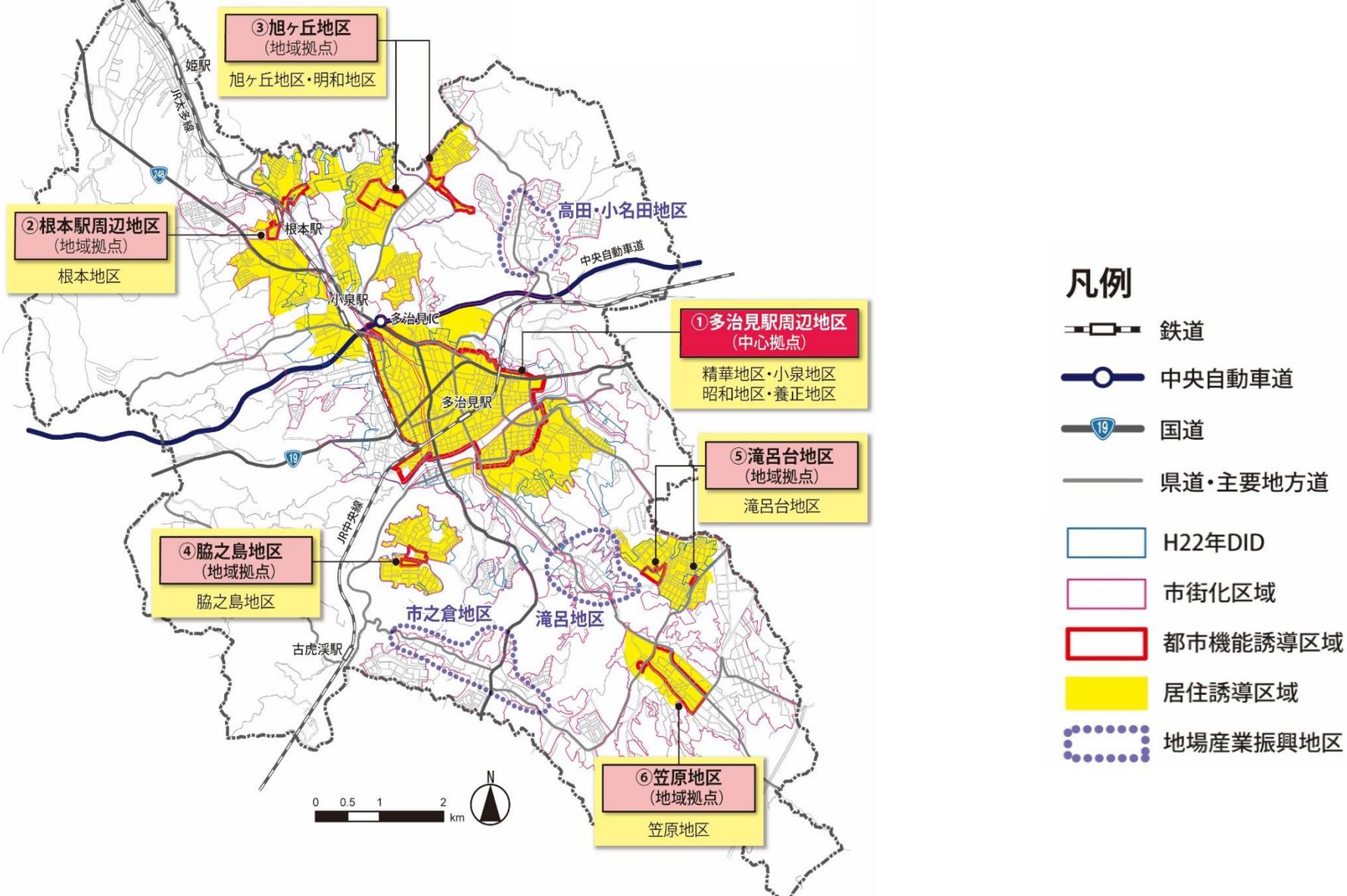
など

【設定の基本方針】



1.立地適正化計画とは

居住誘導区域及び都市機能誘導区域(市全域)



計画の期間

2019(平成31年度)～
2040(令和22年度)の概ね**20**年間

ゆるやかに都市機能・人口の誘導をはかることにより、
「**ネットワーク型コンパクトシティ**」を目指しています。

改訂内容(全体)

改訂案		現行	
序章	はじめに	序章	はじめに
第1章	都市の現状と将来の見通し	第1章	都市の現状と将来の見通し
第2章	都市構造上の課題の整理	第2章	都市構造上の課題の整理
第3章	立地適正化に関する基本的な方針	第3章	立地適正化に関する基本的な方針
第4章	都市機能誘導区域の設定	第4章	都市機能誘導区域の設定
第5章	居住誘導区域の設定	第5章	居住誘導区域の設定
第6章	誘導施策 (変更)	第6章	誘導施策
第7章	防災指針 (追加)		
第8章	計画の推進 (変更)	第7章	計画の推進

今回の改訂内容 (R6.3改訂予定)

- ① 第6章 「誘導施策」の変更
- ② 第7章 「防災指針」の追加
- ③ 第8章 「計画の推進」の変更

第6章 「誘導施策」の変更

誘導施策とは

- 「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向け、
都市機能誘導区域と居住誘導区域において施策に取り組み、
緩やかな人口誘導を図る
- ネットワークの観点から、公共交通の利便性向上に向けた
施策についても取り組む。

都市機能を誘導するための施策 **新規施策**

施策	具体的な取組・事業	中心拠点	地域拠点
①中心市街地活性化	1-1 たじみビジネスプランコンテスト事業	●	
	1-2 空き店舗出店サポート事業	●	
	1-3 駅周辺を起点としたまちなかでのイベント等によるにぎわい創出事業	●	
	1-4 市街地再開発事業の支援	●	
②公共施設の再編	2-1 公共施設の適正配置	●	●
	2-2 市役所本庁舎の建替え	●	
	2-3 本庁舎跡地等利用検討	●	
③ヒートアイランド対策	3-1 ミスト・緑化等による暑さ対策事業	●	
④届出制度の活用	4-1 届出制度の運用	●	●
⑤今後検討が必要な施策	5-1 誘導施設の立地助成	●	●
	5-2 市営住宅の跡地利用		●

居住を誘導するための施策 **新規施策**

施策	具体的な取組・事業	中心 拠点	地域 拠点
①良好な居住環境の整備	1-1 空き家再生補助事業	●	●
	1-2 住宅用新エネルギーシステム設置補助事業	●	●
	1-3 市街地緑化補助事業	●	
	1-4 土地区画整理事業等の支援	●	●
	1-5 市営住宅の集約化・長寿命化	●	●
②都市基盤の整備	2-1 都市計画道路の整備	●	●
	2-2 歩行空間のバリアフリー整備	●	
	2-3 公園施設等の再整備・長寿命化	●	●
③暮らし続けられる地域づくり	3-1 地域包括ケアシステムの構築	●	●
	3-2 高齢者の集いの場の整備	●	●
	3-3 子育て支援サービスの充実など移住・定住促進策の充実	●	●

2.改訂内容

居住を誘導するための施策 **新規施策**

施策	具体的な取組・事業	中心拠点	地域拠点
④都市計画制度の活用	4-1 地区計画制度の運用	●	●
	4-2 区域区分・用途地域の見直し	●	●
⑤届出制度の活用	5-1 届出制度の運用	●	●
⑥今後検討が必要な施策	6-1 住宅取得・整備支援事業	●	●
	6-2 集合住宅立地支援事業	●	
	6-3 老朽・危険空き家解体補助事業拡充の検討	●	●
	6-4 空き家を活用した住宅セーフティネット整備の検討	●	●
	6-5 多治見市土地開発基準の見直し検討	●	●

2.改訂内容

公共交通の利便性向上のための施策

新規施策

施策	具体的な取組・事業	中心拠点	地域拠点
①拠点間をつなぐ移動手段の確保	1-1 基幹的な路線バスの維持	●	●
	1-2 路線バスの利便性向上	●	●
②拠点内の移動手段の確保	2-1 ききょうバス中心市街地線の運行	●	
	2-2 地域内交通の導入		●
③公共交通の利用環境の向上	3-1 主要バス停における交通結節点機能の強化	●	●
	3-2 バス停待合環境の向上	●	●
④公共交通の利用促進	4-1 公共交通利用促進事業	●	●
	4-2 公共交通意識啓発事業	●	●
⑤今後検討が必要な施策	5-1 「多治見市地域公共交通計画」の見直し	●	●
	5-2 スマートフォンを活用したバス利用者の利便性向上策の検討	●	●

第7章 「防災指針」の追加

防災指針とは

- 法改正により防災の観点を取り入れたまちづくりを加速
- 立地適正化計画に「防災指針」を追加。
- 多治見市においては、発生が予想される、水害・土砂災害・地震を対象

⇒ 大規模な豪雨災害などに備え、

安全・安心なまちづくりを更に推進する

防災指針の内容

STEP1 災害ハザードの整理と災害リスクの分析

STEP2 防災上の課題の整理

STEP3 防災まちづくりの取組方針

STEP4 防災に関する具体的な取組

第8章 「計画の推進」の変更

計画で定めた施策の効果を把握するため、数値目標を設定します。

数値目標とは

施策の効果を定量的に把握し、計画の改善・見直しを継続的に実施するため、「立地適正化に向けた誘導方針」で定めた3つの誘導方針と防災指針に対応して設定。

改訂計画の誘導方針及び評価指標

誘導方針	評価指標	数値目標		
		策定時	現在	将来
誘導方針① 中心拠点・地域拠点への 都市機能の誘導	評価指標① 都市機能誘導区域内の 誘導施設の延べ機能数	策定時 (H29年度) 42機能	現在 (R4年度) 44機能	将来 (R22年度) 62機能
誘導方針② 拠点を中心とした公共交通利便 性の高い地域への居住の誘導	評価指標② 居住誘導区域内の 人口密度	策定時 (H22年度) 46人/ha	現在 (R4年度) 43.2人/ha	将来 (R22年度) 43人/ha
誘導方針③ 拠点間をつなぐ基幹的な公共 交通ネットワークの維持・構築	評価指標③ 中心拠点と地域拠点をつな ぐ基幹的な公共交通軸	策定時 ー	現在 (R4年度) 5本	将来 (R22年度) 5本
防災指針	評価指標④ 地区防災計画、地区タイム ラインの策定数	策定時 ー	現在 (R4年度) 2	将来 (R22年度) 20